

令和8年度 安全衛生推進者養成講習のご案内

(一社)新潟県労働基準協会連合会

事業場の安全衛生を確保するため労働安全衛生法第12条の2により、労働者10人以上50人未満の一定の業種〔末尾(注)欄参照〕の事業場は、資格を有する安全衛生推進者を選任し、その者に安全衛生業務を担当させなければなりません。

このため、当連合会が新潟労働局の登録教習機関として、安全衛生推進者養成講習を実施し、有資格者の充足を図っています。

つきましては、この講習会を下記により実施しますのでご案内いたします。

1 開催日時及び開催場所

開催日	時間	開催場所	定員
6月10日(水)～11日(木)	9:00～16:20 9:00～14:10	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3 安全衛生教育センター	80名
7月16日(木)～17日(金)	9:00～16:20 9:00～14:10	柏崎市大字鋤字下境井908 上・中越教育センター	60名
9月24日(木)～25日(金)	9:00～16:20 9:00～14:10	上越市高土町3-1-15 上越人材ハイスクール	80名
10月8日(木)～9日(金)	9:00～16:20 9:00～14:10	三条市須頃1-20 三条商工会議所会館	70名
11月9日(月)～10日(火)	9:00～16:20 9:00～14:10	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3 安全衛生教育センター	80名
3月3日(水)～4日(木)	9:00～16:20 9:00～14:10	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3 安全衛生教育センター	80名

※ 定員になり次第締め切らせていただきます。

2 講習内容

	科目	時間	一部免除者	
第一日目	I 安全衛生関係法令	9:00～11:00		
	II 安全管理 (休憩)	11:10～12:00	Bの方は免除	
		(12:00～13:00)		
		13:00～14:10		
	III 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	14:20～16:20		
第二日目	IV 作業環境管理及び作業管理 健康の保持増進対策 (休憩)	9:00～11:00		Cの方は免除
		11:10～12:10		
		(12:10～13:10)		
	V 安全衛生教育	13:10～14:10	Bの方は免除	

※ 安全管理者の資格のある者(B)は、II、III及びVの科目が免除されますので、第1日目の9:00から11:00及び第2日目の9:00から12:10のみの受講となります。

※ 衛生管理者の資格のある者(C)は、III、IV及びVの科目が免除されますので、第1日目の9:00から14:10のみの受講となります。

3 受講料（消費税込）

- (1) 全科目受講者 A 19,965円（テキスト代 2,695円を含む）
 (2) 一部免除者 B、C 12,265円（テキスト代 2,695円を含む）

4 受講料振込先

第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1242612

シヤ、ニイガタケンロウドウキジュンキョウカイレングウカイ

口座名義 （一社）新潟県労働基準協会連合会

※ 納付された受講料につきましては、原則として返却いたしません。

※ 振込手数料は受講者負担とさせていただきます。

※ 領収証（インボイス）は受講時に発行いたします。

5 受講申込み先

開催日	申込先	TEL	FAX
6月10日 6月11日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F	025-250-7572	025-250-7584
7月16日 7月17日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 長岡支部 〒940-0029 長岡市東蔵王2-6-26 吉沢ビル 右棟 3F	0258-86-4110	0258-86-4111
9月24日 9月25日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 高田支部 〒943-0803 上越市春日野1-5-10 2F	025-523-9595	025-522-9599
10月8日 10月9日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 三条支部 〒955-0092 三条市須頃1-20 三条商工会議所会館5F	0256-32-5130	0256-33-5110
11月 9日 11月10日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F	025-250-7572	025-250-7584
3月3日 3月4日	（一社）新潟県労働基準協会連合会 新潟支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館 4F	025-250-7572	025-250-7584
	（一社）新潟県労働基準協会連合会 長岡支部 〒940-0029 長岡市東蔵王2-6-26 吉沢ビル 右棟 3F	0258-86-4110	0258-86-4111
	（一社）新潟県労働基準協会連合会 高田支部 〒943-0803 上越市春日野1-5-10 2F	025-523-9595	025-522-9599
	（一社）新潟県労働基準協会連合会 三条支部 〒955-0055 三条市塚野目2-5-10	0256-32-5130	0256-33-5110
	（一社）新潟県労働基準協会連合会 新発田支部 〒959-2642 胎内市新和町2-5 胎内市産業文化会館内	0254-43-2330	0254-44-8561
	（一社）新潟県労働基準協会連合会 佐渡支部 〒952-1323 佐渡市鍛冶町2-1 佐渡建設センター内	0259-52-5745	0259-52-5746
	（一社）新潟県労働基準協会連合会 本部 〒957-0117 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3	0254-32-5353	0254-32-5350

様式4「安全衛生推進者養成講習受講申込書」に必要事項を記入の上、自動車運転免許証の写し、受講料の振込書の写し及び一部免除該当者は資格証の写し等、必要な写しを添付して、FAXでお申込み下さい。なお、連合会ホームページよりWEB申込みもできます。

また、受講票は後日FAXにて送付（WEB申込の場合メール送信）いたします。

6 修了証

本研修を修了した方には、修了証を交付します。

7 問合せ等

この講習についての問合せは、左記申込先の各支部へお尋ねください。

（注）

労働安全衛生法第12条の2による一定の業種とは、

林業、鉱業、建設業、運送業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、通信業、熱供給業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、清掃業、燃料小売業、家具・建具・じゅう器小売業、自動車整備業、機械修理業、旅館業及びゴルフ場業

なお、上記業種以外の非工業的業種については、衛生推進者を選任することとなります。

※ この『安全衛生推進者養成講習』を修了した方は、「安全衛生推進者」及び「衛生推進者」のどちらにも選任することができます。

安全衛生推進者養成講習受講申込書

受講希望日		受講希望会場		受講番号	
月 日～ 日				※記入不要です。	
受講者	フリガナ			生年月日	昭和 平成 年 月 日
	氏 名				
		旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合、その氏名又は通称			
	現住所	(〒 -)		TEL	- -
				FAX	- -
国 籍	※日本国籍の方は記入不要です。		携帯番号	- -	
勤務先	事業所名			担当者名	
	所在地	(〒 -)		TEL	- -
				FAX	- -
一般社団法人 新潟県労働基準協会連合会長 殿			申請日	年 月 日	

全科目受講者 A 受講料 19,965円 (受講料 17,270円、テキスト代 2,695円 全て消費税を含む)

免除受講者 B・C 受講料 12,265円 (受講料 9,570円、テキスト代 2,695円 全て消費税を含む)

該当する受講区分に○印を記入し、免除者は修了証の写し添付		
受講区分	免除を受けることができる者	免除科目
A	下記の資格の無い方	
B	安全管理者の資格がある者 (平成18年10月1日以降の安全管理者選任時研修修了者)	・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・安全衛生教育
C	衛生管理者の資格がある者	・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・作業環境管理及び作業管理 ・健康の保持増進対策 ・安全衛生教育

注 意 事 項
・ 受講申込書の各項目は、必ず黒ボールペンで記入して下さい。 ・ 本人確認書類として自動車運転免許証等(写し)を添付して下さい。 ・ 一部免除該当者は証明する修了証の写しを添付して下さい。 ・ 旧姓等の併記を希望する方 旧姓を使用した氏名の場合…戸籍謄本、旧姓併記の住民票、旧姓が記載されたマイナンバーカード表面(自動車運転免許証等(写し)で分かれば不要)を添付して下さい。 通称の場合…住民票又はそれに類する証明書を添付して下さい。 ・ 外国人の方は、在留カード(写し)又はパスポート(写し)を添付して下さい。 ・ 受講料の振込書の写しを添付して下さい。 ・ 納付された受講料は、原則としてお返しいたしません。 ・ 個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、講習の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。